

# ネーミングライツスポンサー募集要領 (山梨県森林総合研究所八ヶ岳薬用植物園)

山梨県では、山梨県森林総合研究所八ヶ岳薬用植物園におけるネーミングライツ（施設命名権）スポンサー企業を次のとおり募集します。

## 1 ネーミングライツ導入の目的

県有施設において、長期的・継続的に安定した運営基盤を確立し、より良い地域振興の場の提供を通じて、県民サービスの向上を図ることを目的とします。

## 2 ネーミングライツ対象施設

- (1) 名 称 山梨県森林総合研究所 八ヶ岳薬用植物園  
(2) 所 在 地 北杜市小淵沢町上笹尾 3332-3  
(3) 施設概要 別添「山梨県森林総合研究所八ヶ岳薬用植物園の概要」をご覧ください。  
また、施設のホームページは  
<http://www.pref.yamanashi.jp/shinsouken/16476769001.html> です。

## 3 ネーミングライツの内容

ネーミングライツスポンサー企業は、山梨県森林総合研究所八ヶ岳薬用植物園（以下「八ヶ岳薬用植物園」という。）に企業名や商品名を付した名称（施設の愛称、以下「愛称」という。）を命名することができます。

ただし、企業名や商品名のほかに、愛称の一部に「薬用植物園」の文字を使用することを条件とします。

〔例〕 ○○薬用植物園、薬用植物園○○

なお、利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更はできません。

※ 県民の理解が得られるような施設にふさわしい愛称を応募してください。なお、具体的な愛称は協議のうえ、決定します。

## 4 募集の概要

### (1) 応募資格

- 次のア～ウ全てに該当する企業とします。
- ア 法人であること。  
イ 本県公共施設のネーミングライツスポンサーとしてふさわしい企業であり、かつ山梨県内に事業所を有するなど本県との関わりが深い企業であること。  
ウ 山梨県広告事業掲載基準第2に掲げる者に該当しないこと。

### 山梨県広告事業掲載基準（抜粋）

#### 第2 業種又は事業者

次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

##### (1) 次のいずれかに該当すると認めるに足りる相当の理由のあるもの

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  
③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。例えば、次のようなものをいう。  
ア 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者  
イ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

- ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- エ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団、暴力団員又はアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- ④ 役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等
- ⑤ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (4) 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- (5) たばこに係るもの
- (6) ギャンブルに係るもの
- (7) 法令等の定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの
- (9) 違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けているもの
- (10) 県の指名停止措置を受けているもの
- (11) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- (12) その他県資産に広告掲載することが適当でない業種又は事業者と認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - ① 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、又はこれに類する取引に関するもの
  - ② 興信所・探偵事務所等に関するもの

(2) 募集金額

年額200万円以上

- ※ 消費税及び地方消費税は、別途ご負担いただきます。
- ※ 具体的な金額提示をしてください。
- ※ 単位は100万円とします。

〔例〕200万円、300万円、400万円、500万円、600万円、700万円、800万円

(3) 契約期間（愛称使用期間）

3年～5年

- ※ 単位は1年とします。〔例〕3年、4年、5年
- ※ 契約期間終了年以降の契約継続については優先交渉権があります。

(4) 愛称使用開始時期

令和8年4月1日を予定しています。

(5) 愛称表示内容

- ア 愛称表示が可能なものは、八ヶ岳薬用植物園入口及び敷地内の案内標識、施設のホームページ及び印刷物（パンフレット）です。  
ただし、印刷物については、新規作成分からとさせていただきます。
- イ 他の表示は、県との協議が必要です。

(6) 愛称表示に伴う費用負担

- ア 八ヶ岳薬用植物園入口及び敷地内の案内標識の表示変更は、愛称使用開始時期を目途として、スポンサー企業が施工するものとし、それに要する費用は、ネーミングライツ料とは別にスポンサー企業の負担とします。

また、契約期間終了後の原状回復に要する費用についても、同様とします。

なお、表示変更に伴う、工事の場所、時期、方法、仕様等については、県と協議のうえ決定します。

イ 八ヶ岳薬用植物園のホームページ及び印刷物（パンフレット）の表示変更は、県が実施します。

ウ その他の費用負担については、県と協議のうえ決定します。

#### （7）愛称の普及

県は、ネーミングライツスポンサーの決定について、マスコミに公表するとともに、各種広報印刷物や施設ホームページ等を活用し、愛称の普及に努めます。

### 5 応募方法

#### （1）募集期間

令和8年1月15日（木）から令和8年2月16日（月）まで

※ 申請書類は、募集期間中（土日、祭日を除く）の午前9時から午後5時までに直接提出してください。なお、郵送の場合は、募集期間の最終日午後5時必着となります。

#### （2）申込書類

ア ネーミングライツスポンサー申込書（様式1）

イ 暴力団との関係についての申立書（様式2）

ウ 会社概要

エ 直近3カ年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）

オ 直近1年分の各種納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人県民税）

カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

キ 地域貢献や特用林産物振興に対する「支援の実績」及び「今後の計画」（任意様式）

#### （3）提出部数

正本1部及び副本5部をご提出ください。

#### （4）提出先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1（本館8F）

山梨県森林環境部森林環境政策課 企画担当

#### （5）留意事項

申込に当たり必要な経費は、応募者の負担とします。また、申込書類等は返却しません。

### 6 選定方法・選定基準等

#### （1）選定方法

山梨県広告事業実施要綱に基づき設置する「広告審査委員会」において、応募企業、愛称、応募金額・期間及び地域貢献等を総合的に審査のうえ選定し、最終的に県がスポンサー企業を決定します。

なお、選定過程において応募企業からのヒアリングを実施することがあります。

また、審査の結果、得点が著しく低い審査項目がある場合、若しくは審査区分ごとの得点が一定基準（配点の6割）に満たない場合は、スポンサー企業を選定しないことがあります。

#### （2）選定基準

選定にあたっての主な審査項目は次のとおりです。

審査区分	審　　査　　項　　目	配　　点
スポンサー企業	・応募理由 ・企業の事業内容 ・県民への知名度、県民の親しみ ・地域貢献及び特用林産物振興に対する理解度、貢献度 ・経営の安定性等	45点
愛　　称	・施設が有するイメージの反映 ・親しみやすさ、呼びやすさ	10点
応募条件	・応募金額 ・期間	45点
合　　計		100点

### (3) 選定結果の通知

選定結果については、全ての応募者に文書で通知します。併せて選定されたスポンサー企業及び愛称を県ホームページ等で公表します。

### (4) 情報の公開

応募内容及び選定結果等については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、原則、開示対象となります。

## 7 問い合せ先

担当：山梨県森林環境部森林環境政策課 企画担当

電話：055-223-1503（直通）